

市役所からの お知らせ

国民年金

就職・結婚等をした場合は種別変更の手続きが必要です

国民年金の種別が変わったときは手続きが必要です。手続きをしなかった場合は、年金を受けられないこともあるので、忘れずに手続きをしましょう。

※必要に応じて、妻・夫を読み替えてください。

■第1号被保険者の方が…

- ・就職して厚生年金保険または共済組合に加入した。↓②へ
- ・会社員と結婚して、その被扶養配

偶者となった。夫が就職して、その被扶養配偶者となった。↓③へ

■第2号被保険者の方が…

- ・転職して自営業になった（被扶養配偶者も第1号被保険者へ）。会社を退職して、自営業者の妻になった。↓①へ

- ・会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった。↓③へ

■第3号被保険者の方が…

- ・夫が会社を退職した。会社員の夫と離婚した。収入が増え、被扶養配偶者でなくなった。夫が65歳に達した。夫が死亡した。↓①へ
- ・会社に就職して被扶養配偶者でなくなった。↓②へ
- ・夫が転職して厚生年金保険から共済組合、または共済組合から厚生年金保険に変わった。↓③へ

■未加入の方が…

- ・20歳未満で就職し、厚生年金保険または共済組合に加入した。↓②へ

変更後の種別・届出

- ①第1号被保険者…年金手帳または

新型コロナウイルスワクチン 令和5年秋開始接種について

接種対象者 初回（1・2回目）接種を完了した5歳以上の全ての方

接種期間 令和5年9月から（具体的な開始時期は未定）

接種間隔 未定 **接種費用** 無料 **接種回数** 1回

ワクチンの種類 オミクロン株 XBB.1 系統の1価ワクチン（予定）

接種予約 接種券に同封するお知らせもしくは市ホームページから確認してください。

接種券 8月下旬より、「65歳以上の対象者」や「64歳以下のうち基礎疾患等を理由として高石市へ申請実績のある対象者」等、予防接種法に規定する接種勧奨及び努力義務の適用がある方へ順次発送する予定です（開始時期により遅れる可能性があります）。手元に接種券のある方はその接種券を使用してください。

接種券の発送に申請が必要な方

64歳以下で接種を希望する方や、接種券を紛失された方、転入された方等には、申請により接種券を発送します。申請方法は今後、市ホームページや広報紙等でお知らせします。



最新情報は
市ホームページを
ご確認ください

問合先 市新型コロナワクチンコールセンター ☎(275) 5226

基礎年金番号通知書・資格喪失日の分かる書類を持参し、市民課へ
②第2号被保険者…事業主等が年金事務所に届出を

③第3号被保険者…事業主等を通じて年金事務所に届出を

問合先 市民課 ☎(275) 6241

税

家屋の実地調査を行います

令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に新築または増改築された家屋について、令和6年度から新たに固定資産税が課税されます。税額を算定するためには、価格を決定または修正する必要がありますので、現地調査を行います。調査対象の方には、あらかじめ通知しますので、ご協力をお願いします。
※調査には「徴税吏員証」及び「固定資産評価補助員証」を携帯した税務課職員が伺います。

問合先 税務課 ☎(275) 6109

個人事業税の納付をお忘れなく

8月中に第1期分と第2期分の納付書をまとめて送付します（口座振替ご利用の方を除きます）。納付時にはお間違いないようご注意ください。なお、年間の税額が1万円以下の方は、第2期分の納付書はありません。

納期限 第1期分…8月31日（木）

※納税が困難な場合は、納税猶予の制度があります。詳しくは「府税あらかると」をご覧ください。

問合先 泉北府税事務所

☎(238) 7221

「府税あらかると」

はこちらから



今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第2期分

8月31日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

各種

後期高齢者医療保険料の減免

被保険者または連帯納付義務者（被保険者の属する世帯の世帯主と被保険者の配偶者）が次のいずれかに該当し、保険料の全部または一部を納付できないと認められたときは、保険料が減免される場合があります。
①震災、風水害、火災その他これに類する災害により被保険者が主たる居住の用に供している住宅、被保険者の家財、その他の財産について著しい損害を受けたとき
②被保険者または保険料の連帯納付義務者の収入が事業の不振、休業、廃止または失業等の理由により著しく減少したとき
③被保険者が、刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき

問合先 健康づくり課

☎(275) 6392

お盆のお墓参りは臨時バスをご利用ください

8月13日・14日・15日に、アプラたかいしから浜墓地への臨時バスを運行します。運行時刻は右の表をご覧ください。

■ 臨時バス運行時刻

アプラたかいし発	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55
たかいし斎場東発	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01
浜墓地発	9:41	10:41	11:41	12:41	14:41	15:41
アプラたかいし着	9:50	10:50	11:50	12:50	14:50	15:50

※定員を超える場合は、高齢者等を優先させていただきます。

※13日（日）は、福祉バス「らくらく号」も臨時で運行しています。

問合先 市民課 ☎(275) 6219

ご存知ですか？任意継続保険制度

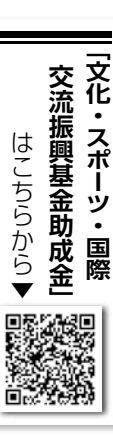
任意継続保険制度は、勤務先の健康保険に2か月以上の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間の継続加入ができる制度です。保険料は会社負担がなくなり、全額自己負担になります。手続きは、退職日の翌日から20日以内（厳守）に協会けんぽまたは勤務先の健康保険組合へ。

問合先 健幸づくり課
☎ (275) 6374

文化・スポーツ・国際交流基金をご活用ください

文化・スポーツの振興及び国際交流活動を助成するための基金を設け、対象となる活動に対し助成を行っています。助成基準や必要書類等は市ホームページをご確認ください。

申込・問合先 社会教育課
☎ (275) 6437



金婚者祝賀会を開催します

日時 9月27日（水）午前11時から
場所 アプラたかいし（3階）
対象 結婚50周年の夫婦（結婚年月日を証明する書類は不要です）
※当日は昼食をご用意しています。

申込・問合先 8月28日までに高齢・障がい福祉課 ☎ (275) 6294

特殊詐欺対策機器の無料貸出・購入費の助成

■悪質電話防止装置の無料貸出
電話をかけてきた相手へ録音する旨の警告メッセージを流した後、自動で録音を開始する自動通話録音機を貸出します。

対象 市内在住の65歳以上の方が居住する世帯

■特殊詐欺対策機器購入費の助成

対象 市内在住の65歳以上の方または障がい者が居住する世帯（1世帯につき1回のみ申請可能）

助成額 購入金額分（上限1万円）
※補助金額は100円未満切り捨て

対象機器 （公財）全国防犯協会連

令和4年度 情報公開制度・個人情報保護制度・行政不服審査制度の運用状況

詳しくは市役所本館2階行政資料コーナーで閲覧できます。

■情報公開制度の運用状況(R4.4.1～R5.3.31)

1. 実施機関別処理状況

実施機関	請求件数	決定件数	処理状況					請求拒否	取下げ
			公開	部分公開	非公開	不存在			
市長	46	45	19	22	1	3			1
政策推進部	5	4	2	2					1
総務部	20	20	11	7	1	1			
保健福祉部	8	8	2	4		2			
土木部	13	13	4	9					
会計課									
議会	1	1	1						
教育委員会	9	10	1	5	2	2			
市長（水道事業管理者）	3	3	3						
全庁	1								1
計	60	59	24	27	3	5			2

※請求件数は受理日が期間内に存するものの件数

※1件の請求に対し、複数の決定を行う場合があります

※選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会への請求は0件

2. 審査請求の状況

件数	内訳		処理件数	内訳				令和5年度への繰越件数
	前年度から繰越	令和4年度申立て		認容	一部認容	棄却	却下	
5		5	3			2	1	2

■個人情報保護制度の運用状況(R4.4.1～R5.3.31)

1. 個人情報保護審査会への諮問・答申件数

事由	諮問	答申
個人情報の収集		
目的外利用	2	2
外部提供		
結合		
個人情報の保護に関する事項	1	1
計	3	3

※1件の諮問・答申に対し、複数の事由がある場合があります

2. 個人情報の開示請求等の件数

開示請求	訂正請求	利用停止請求	是正の申出	計
10				10

※請求件数は受理日が期間内に存するものの件数

3. 審査請求の状況

期間中に審査請求はありませんでした。

■行政不服審査制度の運用状況(R4.4.1～R5.3.31)

期間中に審査請求はありませんでした。

問合先 総務課 ☎ (275) 6197

合会の推奨する優良防犯電話推奨品
(スマートフォン、携帯電話を除く)で購入から4か月以内の機器
※機器購入・お申込みの前に、経済課までご相談ください。

申込・問合せ 経済課

☎ (275) 6149

黙とうにご協力を

8月15日は戦没者を追悼し、平和を祈念する日です。正午から1分間の黙とうをお願いします。

問合せ 社会福祉課 ☎ (275) 6283

野良猫にエサを与える前に

猫にむやみにエサを与えると、猫が異常に増え、フンや尿、鳴き声などで周囲に迷惑をかけてしまいます。また、不特定多数の人からエサをもらうことは、猫の健康面からも良いことではありません。エサを与える前に考えましょう。飼い猫については、周囲の方の迷惑にならないよう室内で飼いましょ。

問合せ 環境政策課 ☎ (275) 6266

セアカゴケグモにご注意

見つけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。

駆除の方法…クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー(クモ用またはゴキブリ用)を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。

もし、かまれたら…患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であればクモは殺して、病院に持っていく。

問合せ 環境政策課 ☎ (275) 6266

マイナンバーカードの時間外交付

開庁時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカードを受け取ることが出来ます。

日時 9月10日(日) 午前9時～正午、9月27日(水) 午後5時30分～午後7時30分

場所 市役所本館(1階)

問合せ 市民課 ☎ (275) 6212

当選した無料バスツアー 高額商品の販売勧誘に注意!

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

日帰りバスツアーの当選ハガキが届いた。心当たりはなかったが、無料ならと思い参加した。ツアー中に敷物の工場に立ち寄った際、高額なムートンのシーツを勧められた。「今買うなら安くする。約60万円がいい」と言われたが、高額なので断った。しかし、出発時間が迫っている中「分割払いなら大丈夫」と強く言われ、慌てて契約してしまった。クーリング・オフしたい。(70歳代)



懸賞等で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額なネックレスや布団類等を勧められたという相談が寄せられています。その場の雰囲気でのめれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースがみられます。強引に勧められても、冷静になり、本当に必要なものかをよく考えましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。要件を満たせばクーリング・オフ等ができる場合もあります。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター 「見守り新鮮情報第451号」から抜粋・イラスト黒崎玄

8月23日午前11時頃に市内の
防災行政無線のスピーカーから
訓練放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生
時に備え、全国一斉情報伝達訓練を
行います。これは、全国瞬時警報シ
ステム（Jアラート）を用いた訓練
で、高石市以外の全国の地域でも同
様の訓練が行われます。

問合せ 危機管理課 ☎(275) 6245

9月1日は大阪880万人訓練

午後1時30分に地震が発生したと
想定し、午後1時33分に大津波警報
について、午後1時35分に避難情報
についての緊急速報メールが携帯電
話やスマートフォンに届きます。各
自で身を守る行動をとるなど、緊急
時の避難行動を再確認しましょう。
※緊急速報メールは、マナーモード
でも受信音が流れます。受信音が
流れないようにするには、電源を
切るか受信設定をオフにしてくだ
さい。

問合せ 府民お問い合わせセンター
☎06(6910)8001

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

ビジネスと人権

【人を大切にすると企業に】

企業は常に社会と共にあり、
社会との関わりの中で、活動し
ています。それゆえ企業は社会
の一員として、社会のルールや
モラルを守り、社会的使命を果
たし、責任ある行動をしなければ
なりません。その責任を果た
すべき役割を考える上で、非常
に重要な要素となってくるのが
「人権」です。

【人権に対する配慮が必要】

性別、年齢、出身、国籍、文
化などの背景や育児・介護をし
ているかどうか、障がい・病氣
の有無など、人はそれぞれ異な
る背景や事情を持っています。

「違い」はあっても、全ての
人の人権は平等に守らなければ
なりません。例えば「肌の色が
違うから昇進させない」等、周
りの人と違うという理由で不当
な扱いをすることは差別となり
ます。

また、視覚障がいのある人が
会議に参加できるように点字の
資料を用意するなど、あらかじ
め配慮することが必要な場面も
あります。それぞれの人の背景
や事情、場面によって、適切な

対応を考える必要があります。

【企業の国際化】

経済の国際化で企業活動が世
界中に広がる中、強制労働や児
童労働などの人権侵害がないか、
企業に対して取引先まで把握す
るよう求める動きが欧米で加速
しています。イギリス、フラン
ス、ドイツには一定規模の企業
に人権侵害対策を義務づける法
律があります。日本でも経済産
業省が2022年9月に「責任
あるサプライチェーン（供給
網）等における人権尊重のため
のガイドライン」を作成しまし
た。

【人権を守り、信頼を得る】

社会のルールやモラルを守り、
社会的責任に配慮した経営を行
っている企業が、社会から信頼
され、企業イメージを向上させ
る事例も出てきています。例え
ば、児童労働が行われている国
外の工場で自社製品を作ってい
たことを批判された世界的な企
業が、その真摯（しんし）な反
省とその後の取組で、従来より
も大きな評価を得た例がありま
す。

【誰もが使いやすい ユニバーサルデザイン】

企業は「あらゆる人を排除し
ない」という視点で商品やサー
ビスを開発することにより、社
会に貢献することができま

す。
「ユニバーサルデザイン」とは、
あらゆる人が使うことを念頭に、
物や施設等のデザインに、誰も
が使いやすいような配慮・工夫
を施そうという考え方で

です。例
えば、シャンプーとリンスの違
いがわかる刻みのついたボトル、
大きなボタンのついた電化製品、
多目的トイレ、歩道と乗降口の
高低差を少なくすることで乗り
降りを容易にしたノンステップ
バスなど、身近な小物から建築
物、街全体までさまざまなこと
ろでこの考え方が生かされてい
ます。

企業で働く皆さんにとって、
人権の視点を持って仕事に取り
組む参考にはいかがでしょ
うか。

人権推進課 ☎(275) 6279